日本工業標準調査会／標準部会／消費生活技術専門委員会（第３１回）　議事録

１．日時　平成２０年１２月１２日（金）　１４：００～１６：４５

２．場所　経済産業省　本館１７階東３　第６共用会議室

３．出席者　小川委員長、秋庭委員、大熊委員、長見委員、加藤（隆）委員、河村委員、清水委員代理、小熊委員、三枝委員、櫻橋委員、鈴木委員、星川委員、村田委員、福間委員代理、村井専門委員

関係者　鷲見（社団法人繊維評価技術協議会）、山本、福浦（以上、温水便座協議会）、田中、和田、（以上、社会福祉法人日本点字図書館）、金丸（財団法人共用品推進機構）、垣上、小峰、大島、田畑、橋本（以上、財団法人日本燃焼機器検査協会）、岡戸、松浦（以上、社団法人日本ガス石油機器工業会）

事務局　相澤室長、荒井補佐、山下補佐、大下係長、中野係長、亀井係長（以上、環境生活標準化推進室）

４．議題

(1) 前回議事録（案）の確認

(2) 工業標準案の制定、又は日本工業規格の改正もしくは廃止について【審議】

1)（廃止案）日本工業規格　Ｌ１０６３　織物及び編物の染料等の移動性試験方法

2)（廃止案）日本工業規格　Ｌ１０６４　繊維製品の蛍光増白剤部属判定方法

3)（改正案）日本工業規格　Ａ４４２２　温水洗浄式便座

4)（制定案）工業標準　高齢者・障害者配慮設計指針
－点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部

5)（改正案）日本工業規格　Ｓ２０１６　石油こんろ

6)（改正案）日本工業規格　Ｓ２０１９　自然通気形開放式石油ストーブ

7)（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３１　密閉式石油ストーブ

8)（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３６　強制通気形開放式石油ストーブ

9)（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３９　半密閉式石油ストーブ

10)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０１８　石油ふろがま

11)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２１　油だき温水ボイラ

12)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２４　石油小形給湯機

13)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２７　石油給湯機付ふろがま

14)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０３０　石油燃焼機器の構造通則

15)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０３１　石油燃焼機器の試験方法通則

(3) その他

５．配付資料

資料１　第３０回消費生活技術専門委員会議事録（案）

資料２（廃止案）日本工業規格　Ｌ１０６３　織物及び編物の染料等の移動性試験方法

資料３（廃止案）日本工業規格　Ｌ１０６４　繊維製品の蛍光増白剤部属判定方法

資料４（改正案）日本工業規格　Ａ４４２２　温水洗浄式便座

資料５（制定案）工業標準　高齢者・障害者配慮設計指針
－点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部

資料６（改正案）日本工業規格　Ｓ２０１６　石油こんろ

資料７（改正案）日本工業規格　Ｓ２０１９　自然通気形開放式石油ストーブ

資料８（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３１　密閉式石油ストーブ
資料９（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３６　強制通気形開放式石油ストーブ
資料１０（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３９　半密閉式石油ストーブ
資料１１（改正案）日本工業規格　Ｓ３０１８　石油ふろがま
資料１２（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２１　油だき温水ボイラ
資料１３（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２４　石油小形給湯機
資料１４（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２７　石油給湯機付ふろがま
資料１５（改正案）日本工業規格　Ｓ３０３０　石油燃焼機器の構造通則
資料１６（改正案）日本工業規格　Ｓ３０３１　石油燃焼機器の試験方法通則

６．議事概要

(1) 前回議事録（案）の確認

資料１について、異議なく承認された。

なお、コメントがあれば、１２月１９日（金）までに事務局まで連絡することとした。

(2) 工業標準案の制定、日本工業規格の改正又は廃止について（審議）

1)（廃止案）日本工業規格　Ｌ１０６３　織物及び編物の染料等の移動性試験方法
（廃止案）日本工業規格　Ｌ１０６４　繊維製品の蛍光増白剤部属判定方法

資料２及び資料３に基づき、原案作成者から廃止理由について説明が行われた後審議を行い、承認された。

Ｑ１　染料等の移動性試験方法に代わって、現在では色泣き試験という方法が一般的に行われているとのことだが、色泣き試験のＪＩＳはないのか？

Ａ１　現在、色泣き試験を定めたＪＩＳはない。また色泣き試験は判定が難しく、業界内でも意見がまとまっていないため、現段階ではＪＩＳ化は検討していない。

2)（改正案）日本工業規格　Ａ４４２２　温水洗浄式便座

資料４に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

Ｑ１　当該製品に関しては最近、製品起因による発煙、発火事故によるリコールがあった。今回のＪＩＳ改正案には、この事故に対する安全対策を盛り込んでいるのか。

Ａ１　検討は行ったものの、今回の改正案に盛り込むことはできないと判断した。今回の事故原因は製品自体の設計には問題がなく、製品に使用した電気部品の不良に起因するものであり、強制法規である電気用品安全法の技術基準を満足していなかったことによるものである。そのため製品規格である本規格に、使用する電気部品の安全規定を盛り込むことは技術的に困難である。

なお、業界としては現在、「製品安全ガイドライン」という自主基準を検討しており、必要に応じ JIS に反映していくこととしている。

Ｑ２　説明資料では、「１９８６年の制定以来、内容の見直しが行われていない。」とされているが、１９９２年に改正が行われている。この時の改正は何か。

Ａ２　ＳＩ系単位への統一であり、形式的な改正である。

Ｑ３　「7.1 構造一般　ｉ)」の操作表示については、次に審議する「高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び表示方法－消費生活製品の操作部」を引用し、点字を表記する場合についても触れてほしい。
Ａ３　「高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び表示方法－消費生活製品の操作部」の内容を確認するとともに、持ち帰り検討したい。

Ｑ４　「図５－温風風速測定点」は、正面図、平面図が混在しわかりにくい。
Ａ４　修正する。

Ｑ５－１　「7.1 構造一般　ｊ)」の便座及び便座ふたについて、便座ふたが自動で開閉するものは、この規定の「自然に閉じることがあってはならない。」ではどう扱われるのか。また、公共施設等のトイレで、高齢者や慣れない人がトイレのふたが勝手に開閉し驚くことがあると聞く。このことは考慮されているのか。
Ｑ５－２　（今は自動も増えてきているので）自動式用の規格が必要なのではないか。
Ａ５　この規定は、自動開閉式がなかった時代に作られた規格で想定外であったため、自動開閉式のものは考慮していない。適用外であることが明確となるよう表現を見直したい。また、自動開閉式のふたの安全性については、業界の「製品安全ガイドライン」などに盛り込むことを含め、次回改正時の検討課題とさせていただきたい。

Ｑ６　「6.1.3　おしり洗浄力」の洗浄水による全受圧荷重について、下限（0.06N 以上）を定めているが、安全を考慮すると上限も規定する必要があるのではないか。
Ａ６　省エネ、節水等の環境配慮への観点から、洗浄水の水圧は減少傾向にあり、洗浄力を担保する下限値の設定がポイントとなっている。上限値については、製品の構造上、危険を伴うほど水圧を上げることはできないため、規定に盛り込んではいない。

Ｑ７　「13　取扱説明書　ｄ)」の連絡先について、聴覚に障害のある方は電話番号だけでは困るので、取扱説明書を作成する時にＦＡＸ番号等の必要性を感じるよう記述の見直しを検討してほしい。
Ａ７　持ち帰り検討する。

Ｑ８　原案作成委員会に使用者として、消費者が一人しか参加していない。消費者の参加をもっと増やしてほしい。

3)（制定案）工業標準　高齢者・障害者配慮設計指針
－点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部

資料５に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い承認された。

Ｑ１　「4.2　点字の間隔及び断面形状」については、関連するＪＩＳ　Ｔ　０９２１（高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備）に同様の規定があるのか。
Ａ１　同様の規定がある。

Ｑ２　「4.3　点字の表示位置　ｃ）操作ボタンの表面は、点字表示しない。」については、製品をデザインしている立場で見ると、少し厳し過ぎるように感じる。表面への表記を含め色々なデザインが認められるような表現に見直すことはできないか。

Ａ２　操作ボタンの表面に点字が表示されていると、触読する際の触圧により誤作動する可能性がある。特に読み慣れていない者の触読時の触圧は相当高い、というデータもある。また多くの家電では、既に点字表示スペースを考慮したデザインがなされており、この規定の表現で問題はないと考えている。家電メーカが参加した原案作成委員会でも、この点は特に問題にならなかった。委員会では主に、点字の略語表記が論点となり、多くの時間を費やした。各メーカがこのＪＩＳ規格を参考に、表記を充実していくことを期待している。

Ｑ３　この案件については承認されたので、直前に審議した改正案（Ａ４４２２　温水洗浄式便座）については、この規格を積極的に引用してほしい。

Ａ３　今回審議する案件とともに、これから制定・改正される規格については、操作部へ点字表示すべきものがあれば、積極的に引用するよう原案作成団体に働きかけることとする。

4)（改正案）日本工業規格　Ｓ２０１６　石油こんろ
（改正案）日本工業規格　Ｓ２０１９　自然通気形開放式石油ストーブ
（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３１　密閉式石油ストーブ
（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３６　強制通気形開放式石油ストーブ
（改正案）日本工業規格　Ｓ２０３９　半密閉式石油ストーブ

消費生活用製品安全法の特定製品である石油ストーブの省令基準と整合させるための改正案である資料６～資料１０に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

Ｃ１　資料６から１０の附属書（適用時期）において、文言の統一化を図る観点から一部修正したいと説明があり、承認された。

Ｑ２　燃焼排ガス中のCO/CO2比が、資料６、資料７及び資料９では0.002%以下又は0.001%以下となっているが、資料８及び資料１０では0.02%以下又は0.01%以下となっているのはなぜか。

Ａ２－１　排ガスを排出する場所が異なるためである。資料６、資料７及び資料９は室内の空気を取り入れて、室内に排気する機器である。しかし、資料８及び資料１０は室外に排気する機器であるので規定値を変えている。

Ｑ３　石油燃焼機器のＪＩＳでは型式検査としているが、形式検査ではないのか。

Ａ３　平成９年に改正する前は形式検査としていたが、平成９年に改正した際、特定の構造や外観などによって分類されるモデルという意味から型式を用いて、型式検査と表現されることとなった。

Ｑ４　表示について、定格表示という表現でよいのか。

Ａ４　従来は「銘板表示」としていたが、検討して回答する。

【検討結果】

銘板の意味は「商標、商品名」であるが、表示している事項は、型式の呼び、暖房出力、電源電圧、電源周波数、消費電力、製造業者等であり、「定格表示」の方が適切であると考えている。

Ｑ５　資料９の燃焼排ガスのCO/CO2比は0.002%のままであるが、これでよいのか。
Ａ５　資料９は、いわゆる石油ファンヒータである。不完全燃焼防止装置が付いていることから現行の消費生活用製品安全法の省令基準は改正されていない。

Ｑ６　資料６～資料１４に共通するが、取扱説明書の「アフターサービス」について、可能であれば、聴覚障害者を考慮して故障等の連絡先にＦＡＸ番号を記載することとして頂きたい。
Ａ６　現在、ホームページのアドレスを記載しているメーカもある。現状を確認し、今後の検討事項として前向きに進めたい。
Ｃ６－１　ホームページも重要であるが、ホームページが使えない人がいることも考慮して欲しい。
【確認の結果】
現状ではＦＡＸ番号が入っているものと入っていないものがある。取扱説明書については、工業会が取扱説明書作成要領を作成しており、その作成要領に盛り込むこととした。

Ｑ７　警告音については、報知音に関するＪＩＳがあるので、これを引用すれば高齢者にもわかりやすくなるが、石油燃焼機器にもこのような対策が施されているのか。
Ａ７　現在、特に規定はしていないが、音等によって注意を促すよう設計している製品もあるため、次回の改正時に、報知音に関するＪＩＳを引用する方向で検討したい。

Ｃ８　先ほど承認された「工業標準　高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部」があり、対象である消費生活用製品には燃焼機器も入るため、点字の表示原則及び点字表示方式も含めることを御検討していただきたい。

Ｑ９　資料６の４ページの表１にある密閉性について、意味がよく分からない。
Ａ９　資料１６の５２ページの「密閉性試験」は、開放式の燃焼機器は排ガスが室内に排出されてしまうため、換気せずに使用した場合を想定し、密閉した室内で酸素濃度が１８%迄に低下したときのCO/CO2比を測定する試験方法である。
Ｑ９－１　そのような試験目的であるなら用語の使い方が適切ではない。この言葉では誤解を招くおそれがある。密閉室での試験方法ではないのか。
Ａ９－１　ＪＩＳで規定する以前、業界の自主的な検査基準があり、その検査基準で密閉性試験と呼んでいた。懸案事項として解説に記し、次回改正時に検討することとしたい。

5)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０１８　石油ふろがま
（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２１　油だき温水ボイラ

（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２４　石油小形給湯機
（改正案）日本工業規格　Ｓ３０２７　石油給湯機付ふろがま
消費生活用製品安全法の特定製品である石油ふろがま、温水ボイラ及び給湯器の省令基準と整合させるための改正案である資料１１～資料１４に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

Ｑ１　燃焼性能では CO/CO2 比が 0.01%に改正されているが、耐風圧性の CO/CO2 比については、修正されず現行どおり 0.02%となっているが、これで良いのか。
Ａ１　消費生活用製品安全法でも特に基準が定められていないため、現行どおりとした。風圧を掛けて試験を行うので、基準値を強化することは、現実的には厳しい。

Ｃ２　資料１４の 11.2.2 検査項目の d)において、「その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意」は、誤記のため「その他必要な事項」に修正したいと説明があり、承認された。

6)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０３０　石油燃焼機器の構造通則
消費生活用製品安全法の省令基準と整合させるための改正案である資料１５に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

Ｑ１　不完全燃焼防止装置の原理は、どのようなものか。
Ａ１　規格では、不完全燃焼防止装置の構造は特に規定していない。実際には、強制通気形開放式石油ストーブでは一般的にフレームロッド方式である。これは灯油の燃焼ガス中にはイオンが含まれ電気が流れるという仕組みを利用したものである。消火した場合は、電流が流れなくなるので異常と検知して機器を停止させるものである。

7)（改正案）日本工業規格　Ｓ３０３１　石油燃焼機器の試験方法通則
消費生活用製品安全法の省令基準と整合させるための改正案である資料１６に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

Ｑ１　気密油タンクの給油時消火装置作動試験方法について、「油タンク容量の１割まで」とあるが、他の部分では%表記をしているので、１０%と表記する方が適切ではないか。
Ａ１　省令基準の表現がこのようになっているのでそのまま使用した。

Ｑ２　資料６の質疑の際に指摘したが、密閉性試験という言葉を見直していただきたい。
Ａ２　懸案事項として解説に記し、次回改正時に検討することとしたい。

以上をもって第３１回消費生活技術専門委員会は終了とした。

以　上